

令和 6 年度定期監査（前期）  
結果報告書

令和 6 年 8 月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（前期）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

なお、高橋元彰前監査委員は令和6年7月25日まで監査し、砂川佳子監査委員は令和6年7月26日から監査しました。

令和6年8月5日

港区監査委員 徳重寛之

同 有賀謙二

同 二島豊司

同 砂川佳子

## 《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査対象施設	1
3	監査の主な観点	2
第 2	監査の結果	3
1	指摘事項	3
2	意見事項	6

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
企画経営部 用地・施設活用担当 デジタル改革担当 防災危機管理室 総務部 会計室 監査事務局 区議会事務局	令和6年4月4日から4月17日まで
街づくり支援部 街づくり事業担当 選挙管理委員会事務局	令和6年4月18日から4月26日まで
教育委員会事務局教育推進部 教育委員会事務局学校教育部	令和6年4月27日から5月17日まで
産業・地域振興支援部 文化芸術事業連携担当 子ども家庭支援部 児童相談所	令和6年5月18日から5月31日まで
保健福祉支援部 環境リサイクル支援部	令和6年6月1日から6月14日まで

### 2 監査対象施設

所 管	名 称
産業・地域振興支援部	産業振興センター（産業振興課、観光政策担当）
子ども家庭支援部	子ども家庭支援センター

児童相談所	児童相談所（児童相談課、相談援助担当）
環境リサイクル支援部	みなとりサイクル清掃事務所
教育委員会事務局教育推進部	三田図書館（図書文化財課）
教育委員会事務局学校教育部	教育センター（教育指導担当） 中学校（御成門、白金の丘、高陵） 小学校（御成門、御田、白金の丘、本村、青南） 幼稚園（三光、本村、青南）

### 3 監査の主な観点

(1) 現金・金券等管理事務

現金収納・支払事務、現金管理、金券等管理は適正に行われているか。

(2) 歳入事務

調定事務・債権管理・国庫補助等の歳入事務は適正に行われているか。

(3) 契約事務

履行の完了及びその確認は適正に行われているか。

(4) 補助金

補助金の申請、審査、確定、清算は要綱等に基づき、実績報告を含め、適切な時期に適正に行われているか。

(5) 施設の安全管理

エレベーターや消防用設備等の機械設備は適正に管理されているか。

## 第2 監査の結果

現金・金券等管理、歳入、契約事務、補助金及び施設の安全管理に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。特に、文書事務、契約及び検査事務、会計及び物品事務、学校事務に関する指摘又は意見事項の件数は、昨年度と比べて減少しており、改善が見られた。監査委員としても大変喜ばしいことである。

しかしながら、一部に次の事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行に当たっては、是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

### 1 指摘事項

#### (1) 適正な会計自己検査の報告について 【防災危機管理室防災課】

令和5年度の会計自己検査について、監査日（令和6年4月4日）時点で会計管理者へ報告していなかった。

港区会計事務規則第139条では、会計自己検査の検査員は検査終了後、10日以内に検査報告書を作成し、会計管理者を経て区長に報告しなければならないとされている。

会計自己検査の実施後は、規則に基づき、適正に報告すべきである。

#### (2) 適正な歳入事務について 【環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所】

ペットボトルキャップの売却について、令和5年4月1日付けで事業者と契約を締結し、実際にペットボトルキャップを引き渡していたが、代金について、監査日（令和6年6月6日）時点で調定しておらず、収入がなされていなかった。

港区会計事務規則第22条第1項では、収入しようとするときは調定しなければならないとされている。また、事業者との契約に係る仕様書において、代金は発注者が発行する納入通知書を使用し納入するとしているが、区は納入通知書を発行しておらず、事業者は代金を納めることが不可能であった。

売却代金を収入する際は、規則等に基づき、適正に事務処理すべきである。

#### (3) 業務の再委託に係る事務処理について 【総務部契約管財課】

港区庁舎設備管理業務委託について、受注者から再委託協議書が庁舎管理係に提出されていたが、庁舎管理係は再委託に係る承諾手続を行う契約係に協議書を引き継いでおらず、再委託に係る承諾がされていない状態であった。

受注者と締結した契約書の契約条項第3条により、再委託は発注者の書面による承諾を得たときに限り可能である。受注者から再委託協議書が提出されていたにもかかわらず、承諾に係る処理を怠っていたことは不適正である。

受注者から再委託協議書が提出された場合は、早急に契約係に書類を引き継ぎ、再委託に係る事務処理をすべきである。

#### (4) 適正な検査事務について 【保健福祉支援部生活福祉調整課】

レセプト管理システムクラウドサービス運用保守委託の3月分について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書が提出されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

**(5) 適正な検査事務について 【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】**

学校教職員出退勤庶務事務システムハードウェア・ソフトウェア保守委託（3月分）、学校教職員出退勤庶務事務システム運用保守委託（3月分）、学校教職員出退勤システム用タイムレコーダー機器等保守委託の3件について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書が提出されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

**(6) 適正な検査事務について 【街づくり支援部地域交通課】**

港区コミュニティバス停留所上屋清掃業務委託について、検査（履行確認）後に受注者から報告書が提出されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書が提出されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

**(7) 適正な検査事務について 【企画経営部情報政策課】**

ファイル無害化サービス提供委託について、検査（履行確認）後に受注者から報告書が提出されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書が提出されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

**(8) 適正な検査事務について 【産業・地域振興支援部地域振興課】**

ファクシミリ保守点検業務委託（4月～6月分）及び（1月～3月分）について、受注者から提出されていた報告書に履行の確認を明らかにするための課長の確認

印がなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(9) 適正な検査事務について 【街づくり支援部住宅課】

住宅明渡し等に係る交渉業務委託について、受注者から提出されていた報告書に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(10) 適正な検査事務について 【防災危機管理室防災課】

280MHz 帯防災ラジオ配信システム保守委託について、受注者から各月提出されていた報告書に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(11) 適正な検査事務について 【総務部契約管財課】

業務サポートセンター等管理運営業務委託について、受注者から各月提出されていた報告書に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(12) 適正な検査事務について 【児童相談所児童相談課】

港区子ども家庭総合支援センター産業廃棄物処分業務委託について、manifest と受注者から提出された報告書の処分量が異なっている日が散見された。

港区契約事務規則第 59 条第 3 項では、検査員は委託内容及び数量について検査を行わなければならないとされている。また、manifest は排出事業者が廃棄物の種類や数量などを記入し、その処理が適正に行われているかを確認するものであるため、manifest に記載された数量と処分業者の報告書の数量が異なっていた場合は速やかに協議すべきである。さらに、本委託は処分 1 kg 当たりの単価契約であったことを考慮すると廃棄物の数量は重要な事項である。

支出の根拠となる検査について、規則等に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

なお、今後も本件と同様の事象が生じる可能性はあるため、数量の適正な検査

方法については早急に検討されたい。

(13) 適正な検査事務について 【子ども家庭支援部保育課】

備品（キャッシュレス決済端末）の購入に係る検査において、立会い及び受領を物品出納員でない者が行っていた。

港区契約事務規則第 61 条及び平成 30 年 4 月 1 日付「検査事務手続の一部改正について（通知）」では、備品の購入に係る検査における立会い及び受領は物品出納員が行うこととされている。

支出の根拠となる検査について、規則等に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(14) 適正な検査事務について 【会計室】

備品（FAX）の購入に係る検査において、立会い及び受領を物品出納員でない者が行っていた。

港区契約事務規則第 61 条及び平成 30 年 4 月 1 日付「検査事務手続の一部改正について（通知）」では、備品の購入に係る検査における立会い及び受領は物品出納員が行うこととされている。

支出の根拠となる検査について、規則等に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(15) 適正な前渡金の清算について 【企画経営部区長室】

令和 5 年 9 月分及び 11 月分の区長交際費の前渡金について、翌月の初日から起算して 5 日を超えて（9 月分：11 日、11 月分：8 日）清算していた。

港区会計事務規則第 86 条第 1 項第 1 号では、毎月必要とする前途金は、翌月の初日から起算して 5 日以内に清算しなければならないとされている。

資金前渡を受けた場合は、規則に基づき、適正に清算するよう徹底すべきである。

(16) 適正な前渡金の清算について 【選挙管理委員会事務局】

令和 5 年 10 月 5 日及び 6 日に富山県富山市へ旅行した旅費の前渡金について、旅行後 5 日以内に清算されていなかった。

港区会計事務規則第 86 条第 1 項第 1 号では、随時の前途金は用件終了後 5 日以内に清算しなければならないとされている。

資金前渡を受けた場合は、規則に基づき、適正に清算するよう徹底すべきである。

## 2 意見事項

(1) 適正な備品管理について 【教育委員会事務局学校教育部教育指導担当】

教育指導担当が管理している備品のうち電子計算機 24 台について、昨年度の定期監査の際に、保管場所を財務会計システムに登録するよう監査事務局から口頭で指導したが、監査日（令和 6 年 5 月 1 日）時点で登録されていなかった。

港区物品管理規則第 6 条の 2 では、備品は財務会計システムに登録して整理し

なければならないとされている。また、財務会計の手引では、財務会計システムの備品情報には保管場所を記載するとされている。

規則等に基づいた、適正な備品管理に努められたい。

## (2) 適正な会計自己検査の報告について 【会計室】

令和5年度の会計自己検査について、報告書を文書管理システムで施行していなかった。

令和5年8月7日付「会計自己検査の実施について（通知）」では、会計自己検査の報告書の提出方法は、文書管理システムで施行するとされている。

本通知は会計室が作成したものであるため、提出方法は会計室が定めているにもかかわらず、自らその提出方法を遵守していなかったことは誠に遺憾である。

会計自己検査の所管部門として、適正な事務処理に努められたい。

## (3) 適正な契約事務について 【保健福祉支援部介護保険課】

介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収通知書等の印刷（契約金額：839,190円）及び令和5年度「介護保険料保険料額のお知らせ」の印刷（契約金額：659,175円）の2件について、印刷の意思決定日、契約締結請求日、見積を徴した業者、契約締結日、納入期限及び納品日が全て同じであるにもかかわらず、分割して契約していた。

2件は一括契約することが可能と考えられ、その場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び港区契約事務規則第39条第1号で定める随意契約の範囲（予定価格130万円）を超えることになり、競争入札に付されることとなる。

契約に当たっては、計画的かつ適正な事務処理に努められたい。

## (4) 適正な文書の施行について 【産業・地域振興支援部産業振興課】

港区産業財産権取得支援事業補助金について、内容の変更を区が承認した通知の標題が「港区産業財産権取得支援事業変更申請書」となっていた。

港区産業財産権取得支援事業補助金交付要綱第9条第2項では、内容の変更を審査し、適当と認めるときは、「港区産業財産権取得支援事業変更承認通知書」により補助事業者に通知するとされている。

文書の施行に当たっては、その書式が正しいものか確認した上で処理されたい。

## (5) 適正な補助金の事務処理について 【子ども家庭支援部子ども家庭支援センター】

港区離婚前後の親の支援推進助成金について、交付額の確定前に請求書を受理していた。

港区離婚前後の親の支援推進助成金交付要綱第10条では、交付額の確定に係る通知を受けた交付決定者は、請求書により区長に助成金を請求するものとされている。

要綱に基づいた、適正な補助金の事務処理に努められたい。

## (6) 適正な補助金の事務処理について 【環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所】

港区清掃協力会補助金について、実績報告書の提出を受けた後、所属長まで報告書を回覧していたが、補助金額の確定及び確定に係る通知をしていなかった。

港区清掃協力会補助金交付要綱第 10 条では、実績報告書等の審査により、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し通知するとされている。

要綱に基づいた、適正な補助金の事務処理に努められたい。

(7) 適正な旅費の支出について 【企画経営部企画課】

令和 5 年 11 月 15 日に南麻布いきいきプラザへ旅行した旅費について、誤って 356 円分を重複して支給していた。

港区職員の旅費に関する条例第 6 条では、鉄道賃及び車賃に係る旅費は実費額を支給するとされている。

条例に基づいた、適正な旅費の支出に努められたい。

(8) 適正な旅費の支出について 【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】

令和 5 年 10 月 25 日に青森県三沢市へ旅行した旅費について、本来は 69,747 円支給しなければならないところ、交通費及び宿泊料の計算を誤り、65,500 円支給していた。

港区職員の旅費に関する条例第 6 条では、鉄道賃、車賃及び宿泊料に係る旅費は実費額を支給するとされている。

条例に基づいた、適正な旅費の支出に努められたい。

(9) 適正な旅費の支出について 【総務部人権・男女平等参画担当】

令和 5 年 7 月 6 日に長崎県長崎市へ旅行した旅費について、目的地と同一地域内の鉄道賃 2,400 円を支給していた。

港区職員の旅費に関する条例第 30 条では、近接地以外の同一地域内における旅行での鉄道賃、船賃及び車賃は、実費額が当該旅行で支給される日当額を超える場合を除き、支給しないとされている。

条例に基づいた、適正な旅費の支出に努められたい。

(10) 適正な旅費の支出について 【教育委員会事務局学校教育部教育指導担当】

令和 5 年 6 月 21 日に神奈川県箱根町へ旅行した旅費について、食卓料（夕食分）として 1,300 円支給していた。

港区職員の旅費に関する条例第 6 条及び第 26 条では、食卓料は定額（夕食分として 1,100 円）で支給するとされている。

条例に基づいた、適正な旅費の支出に努められたい。